

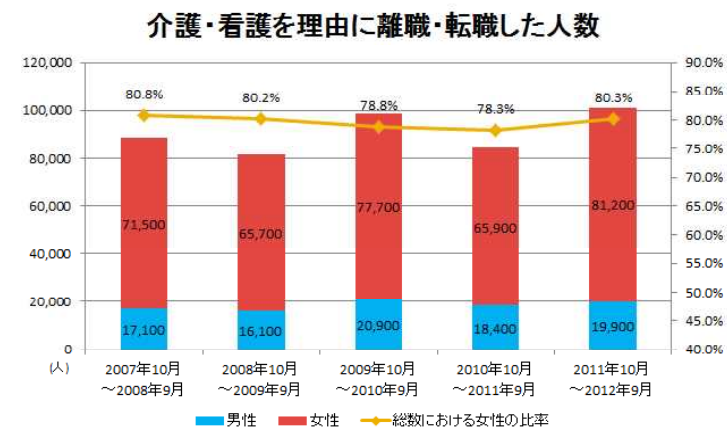
社会保険労務士のむら事務所通信

2017夏号
 発行人：野村祐輔
 2017年7月1日発行
 第6号

中高年齢者の再雇用は難しい？

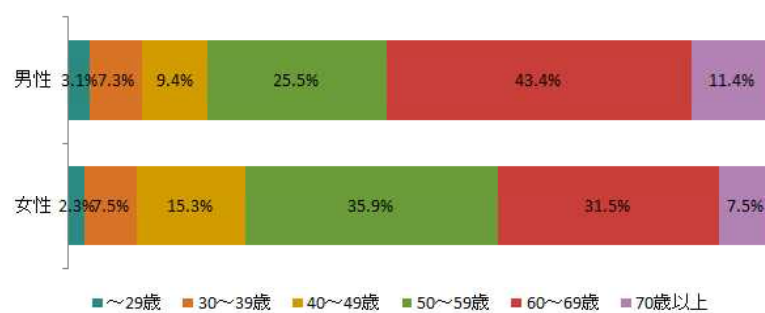
今春は貴重な体験をさせていただきました。この私が8週間にわたって教壇にたったのです。プロボウラーの資格がある私は、さすがにレーンの前では大勢の方を教えたことはありますし、緊張もしないのですが、閉ざされた逃げ場のない教室で、さらに生徒さんより一段上の教壇の上で、皆の注目を一気に集めて、というのはとても気恥ずかしく久しぶりに緊張をいたしました。

私が受け持ったのは職業訓練校の経営管理実務科というところです。これは失業保険を貰っている方々が、この講座を受講することによって再就職に必要な知識やスキルを身につけようという場所です。失業保険延長のために受講という方も多く、再就職に苦労されているであろう生徒さんの中、労働法を担当しました。



生徒さんは40～50歳台の方が約20名、しかも再就職にあぶれている方々、講義前にそれを聞いていましたから、当初は講義に対しての姿勢はどんなものかと心配がありました。しかしながら、皆さん学習意欲が高い。また休み時間の会話などを聞いていると、久しぶりの学校生活を楽しんでいるようにも見えます。労働に関しての能力的な担保も十二分にあるような人が多く、何故この方々が再就職に苦労されているのだろう、と不思議に感じました。

介護・看護を理由に離職・転職した人の年齢構成割合 (2007年10月～2012年9月に離職・転職した人)



でもそういう方には、原因はあるのです。それは親の介護であったり、女性であれば子供の育児であったり、なかなか仕事だけに専念できる環境が整わない。しかもそれを理解してくれる企業がまだまだ少ないという現状。私も前職を親の介護を理由に退職しているので、共感できる部分も有ります。この世代は育児か介護か、もしくは両方か、社会生活と共存させて責任を持たざるを得ない世代です。まさに今の社会の問題点が投影されている現場でした。

両図とも就業構造基本調査（総務省：平成24年）より

同一労働同一賃金、その報告書の中身とは？

厚生労働省の労働政策審議会は6月9日、「同一賃金同一労働」に関する法整備について検討してきた結論を報告書にまとめました。これを受けて政府は関連法案をまとめ、秋の臨時国会に提出する予定です。

待遇差が不合理と認められるか否かの判断は、個々の待遇ごとに、その性質・目的に対応する考慮要素で判断されるべき点を明確化し、「待遇の性質・目的」は実態を踏まえて判断されるものと考えられることに留意が必要としました。

また、「考慮要素」として内容を明記すべき事項として、新たに「職務の成果」「能力」「経験」を明記します。なお、現行法においては短時間労働者についてのみ規定されている「均等待遇規定」を、フルタイムの有期契約労働者についても対象とすべきとしています。

さらに、短時間労働者・有期契約労働者、派遣労働者のいずれに対しても、労働条件や待遇についての説明義務を厳格化するとともに、労働者が事業主に対し説明を求めたことを理由とする不利益取扱いを禁止することが適当としています。

この他、行政による裁判外紛争解決手続の整備等や有期契約労働者の就業規則作成・変更時の意見聴取（努力義務）などが盛り込まれました。



なんと、バブルを超える人手不足に!



厚生労働省によると、4月の有効求人倍率は1.48倍（5月30日発表）。バブル期のピークだった1990年7月（1.46倍）を上回り、1974年2月（1.53倍）以来43年2カ月ぶりの高水準を記録しました。企業の求人は増加する半面、求職者数が減少しており、企業の「人手不足」は、ますます深刻な問題となっていると言えます。

つぶやき

最近、庭の池の（小さいものですが）大掃除をしまして、濁って何がいたのか見えなかった水面がきれいに底まで見えるようになり、なんだか楽しくなり、毎週のように新しい金魚を購入しエサをやる毎日。私が来ると寄ってくる金魚を見るのが楽しみになっています。また友人の画家の（彼の代表作である）金魚の絵を手に入れました。こちらも玄関に飾って、毎日観賞。密かな楽しみです。優雅！な毎日っす…？

